

# 「糸魚川市立中学校に係る部活動の方針」

平成30年12月  
糸魚川市教育委員会

# 1 これからの部活動の在り方

## (1) 基本方針

### 生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動の実現

そのために、以下の3つの視点から取組を進めます。

＜生徒＞ ①「バランスのとれた健全な成長の確保」

②「自主的、自発的な参加による部活動」

#### ○ 健全な成長の促進

- ・ 技能や記録、仲間との人間関係づくりなどの目標や課題を生徒が自ら設定し、その達成、解決に向けて取り組む力の育成
- ・ 心身のバランスのとれた健全な成長を目指す、部活動の運営、指導の推進

#### ○ 希望制による自主的な参加の促進

- ・ 個々の生徒が興味・関心や適性等に基づき、学校生活を通して継続的に取り組もうとする部活動を自らの意志で決定

#### ○ 希望した部活動ができる体制

- ・ 適度な活動量や運動強度を望む生徒への対応
- ・ 少子化に伴う部員の減少対策
- ・ 地域等との連携による多様な部活動ができる環境づくりの推進

#### ○ 適切な指導による技能の向上

- ・ 外部指導者の導入

＜教員＞ ③「ワーク・ライフ・バランスの実現」

#### ○ 休養日等を明確にした指導計画の作成

- ・ 休養日を明確にした年間や月間の練習計画の作成による長時間勤務の改善

#### ○ 複数顧問制でのワークシェアリングによる負担の軽減

- ・ 部活動顧問で部活動指導を分担することによる、部活動指導の負担の軽減と校務分掌業務や教材研究等の時間の確保

#### ○ 外部指導者等の活用による土日祝日の負担の削減

- ・ 外部指導者が土日・祝日の部活動を補助・指導することによる教員の負担軽減

## (2) 基本方針の実現に向けた取組

### ① 部活動の方針の策定等について

- 糸魚川市教育委員会は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」に則り、県の方針を参考に、運動部及び文化部の「糸魚川市立中学校に係る部活動の方針」を策定する。

### ② 校長、部活動顧問

- 校長は、学校設置者の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（別紙1参照）を策定・公表するとともに、その運用を徹底する。
- 部活動顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績（別紙2参照）を作成し、校長に提出する。

## 2 適切かつ効率的な活動の推進のための取組について

### (1) 適切な部活動指導について

- ① 部活動は、生徒がより高い水準の技能や記録に挑戦する以外にも様々な意義や効果をもたらし、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たすことが望まれる。
- ② 大会やコンクール等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにし、生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導を行う。

### (2) 効果的な指導に向けて

- ① 一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、活動の目標、指導の方針を検討、設定する。
- ② 生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげるような主体的に取り組む力を育成する。
- ③ 生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道を立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるような生徒が自立して取り組む力を発達の段階に応じて育成する。
- ④ 部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術的な指導とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させる。
- ⑤ 生徒の目標が達成できるよう、各種目の特性を踏まえた科学的な練習方法を積極的に導入し、生徒の発達の段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

### (3) 体罰等の禁止について

- ① 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- ② 校長、指導者その他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それを行わないようにするための取組を行うことが必要である。
- ③ 部活動顧問等の指導者は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ等）は、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり決して許されないものであるとの自覚をもち指導にあたる。
- ④ 部活動顧問等の指導者は、個人情報の取扱については、漏洩等がないよう学校の規則に則り適切に管理する。

### 3 適切な休養日や活動時間の設定について

休養日、活動時間の設定基準については、「活動場所や活動期間が季節によって限られる部活動」や「目標の大会に向けて、活動量を増やす時期が必要となる」等を考慮し、以下のとおりとする。

#### (1) 休養日の設定

- ① 週当たり2日以上の休養日（平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とし、年間で100日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる
- ③ 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。

#### (2) 活動時間の設定

- ① 1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ② できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③ 大会や練習試合等においては、活動時間が3時間以上になることがあるが、その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないよう配慮する。
- ④ 朝練習は原則として行わない。

#### (3) その他

学校は、部活動と地域の社会体育団体や文化団体等の活動を明確にし、生徒が長時間にわたり、続けて活動することがないよう配慮する。

### 4 部活動を支える環境整備について

#### (1) 学校規模に応じた部活動の設置

校長は、糸魚川市教育委員会が策定する「糸魚川市立中学校に係る部活動の方針」に則り、各部において複数顧問制による運営が可能となる部数を設置するよう努める。また、生徒のニーズや意見を把握するとともに、保護者の意見や地域の実態、地域の社会体育団体や文化団体等との連携についても検討する。

#### (2) 複数顧問制による運営

- ① 事故等の未然防止と不測の事態への対応
  - ・糸魚川市教育委員会は、生徒や教員の数、校務分担の状況といった学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、専門の技能を有さない教員の不安の解消と業務軽減の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、県のエキスパート事業等を活用し、外部指導者を必要に応じて学校に配置するよう努める。
  - ・校長は、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。その際、教員の数、校務分担の状況といった学校の実態に応じて、外部指導者を活用する。
- ② 外部指導者等の活用

部活動においては外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。

#### 〈外部指導者等〉

- ・ 外部指導者（顧問に協力し、主に技術指導を行う）の活用
- ・ 部活動指導員（単独での指導、引率等が可能）の活用については検討中

#### 〈顧問と外部指導者等が確認すべき事項〉

- ・ 活動目標、活動計画、活動内容
- ・ 顧問と外部指導者の役割分担
- ・ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・ 体罰等の禁止
- ・ 生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有

#### 〈学校とのトラブルになりやすい外部指導者等の行為の例〉

- ・ 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・ 独自判断による大会への参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等

### (3) 参加する大会等の精選

日頃の練習の成果や目標を達成するため、各種大会に参加することは有意義なことであるが、その参加の在り方について、各学校で検討することが必要である。

#### ① 年間活動計画等の作成

- ・ 学校教育（行事）を最優先し、参加する大会を精選して年間活動計画を作成する。
- ・ 合宿や遠征等についても、計画的に取り組む。

#### ② 生徒や保護者の負担軽減

大会や対外試合が生徒の疲労につながらないよう、十分配慮するとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮することも大切である。

### (4) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである。そのためには、部活動が部員一人ひとりを大切にし、自主的・自発的な参加による活動の中で、人間的な成長や充実した学校生活など、望ましい姿が見られることが前提となる。

具体的には、次の事項について保護者に配慮する必要がある。

- ① 部活動の意義や学校としての考え方、顧問の指導に関する基本方針を明確に示す。
- ② 練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。
- ③ 部活動中に怪我等が発生した場合は、速やかに保護者に連絡し、必要に応じて状況説明を行う。

### (5) 合同部活動や地域との連携について

学校は、部活動を持続可能なものにするため、学校や地域の実態に応じて、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等の合同部活動の取組について検討する。その際、地域の社会体育団体や文化団体等との連携についても検討する。

### (6) 事故の未然防止

- ① 校長は、部活動顧問が救急機関等への連絡体制、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。

- ② 部活動顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行う。
- ③ 部活動顧問は、保健調査票や健康診断の結果、保護者からの情報提供等により、生徒の健康状態を事前に把握するとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

**別紙1****○○○○学校 部活動に係る活動方針（記載例）****1. 目標**

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

**2. 本年度の部活動****(1) 本年度設置する部活動について**

陸上競技（男女）・バスケットボール（男女）・バレーボール（女）・ダンス（女）・  
吹奏楽・・・など

**(2) 活動時間及び日数について**

① 活動時間 学期中 平日 2時間 週休日等 3時間程度

（練習試合や大会等を除く）

長期休業中 平日・週休日等 3時間程度

（練習試合や大会等を除く）

② 休養日 平日 1日以上、週休日等 1日以上の週 2日とする。

別紙「年間活動計画」による。

③ その他

- ・ 定期考査 1週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

**(3) 大会参加について**

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

① 県中体連（高体連・高野連・高文連）主催、共催、後援の大会とする。

② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

**3. 部活動運営について****(1) 体罰等の禁止について**

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

**(2) 保護者の理解と協力について**

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

別紙2

## 部活動活動計画および実績報告(休養日設定確認表)記載例

### 【作成・公表の手順】

#### ○年間活動計画の作成・公表

- ・年間の休養日を設定し、「計画休養」欄に「〇」を入力 →①
- ・学校行事、定期考查日程、大会日程等を「備考」欄に入力 →②
- ・年間の休養日と行事予定が入った活動計画をホームページ等で公表する。

#### ○月間活動計画・実績報告の作成・公表

※毎月末に翌月の休養日、行事予定を確認、かつ当月の実績報告を入力し、年間計画を更新する。

- ・翌月の休養日、行事予定の確認(年間計画からの変更は、「計画休養」欄を修正) →③
- ・当月の休養日の報告、「実績報告休養」欄に「〇」を入力 →④
- ・当月の活動時間の報告、「実績報告時間」欄に活動時間を入力 → ⑤

※「年間計画休養日」「年間報告休養日」「月間計画休養日」「年間報告休養日」欄  
→自動で数字が入ります。(入力不要)

年間		年間計画休養日					平日	50	日	土日祝日	50	日	年間報告休養日					平日	50	日	土日祝日	50	日	活動時間			時間						
4月		月間計画休養日					平日	4	日	土日祝日	4	日	月間報告休養日					平日	4	日	土日祝日	4	日	活動時間			63 時間						
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
計画休養	○		○				○		○			○			○		○		○		○		○		○		○		○		○		
実績休養	○		○			○		○			○			○		○		○		○		○		○		○		○		○			
報告時間	0	2	2	0	2	2	3	0	2	2	0	2	2	3	0	2	2	2	0	2	6	3	0	2	2	2	6	6	6	0			
備考						始業式															練習試合						地区大会	地区大会	地区大会	振替休日			
5月		月間計画休養日					平日	11	日	土日祝日	2	日	月間報告休養日					平日	11	日	土日祝日	2	日	活動時間			53 時間						
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
計画休養			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○		○			
実績休養			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○		○				
報告時間	2	2	3	0	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3	2	2	2	2	6	6	6	0	2	2	0
備考			憲法記念日	みどりの日	こともの日		考査一週間前									中間考査	中間考査	中間考査	中間考査								県總体	県總体	県總体				